

**発達障害サービス局 (DDS)**

1600 NINTH STREET, Room 320, MS 3-8  
SACRAMENTO, CA 95814  
TTY (916) 654-2054 (聴覚障害者) (916) 654-1954



2019年11月4日

宛: 地域センター執行役員

件名: 自己診断サービス提供者のバックグラウンドチェック

本文通の目的は、自己診断プログラム[福祉と施設(W&I)コード§4685.8(w)]の消費者にサービスを提供するために犯罪者の身元調査を受けなければならないサービスと支援の提供者を特定することである。この文通は、身元調査プロセスに関する以下の追加情報とともに、この題目に関する2015年9月24日の覚書に取って代わるものである。

以下のような方は、犯罪者の身元調査を受ける必要がある。

- 直接的パーソナルケアサービス（着付け、グルーミング、入浴または個人の衛生サービスの補助）の提供者
- その他、参加者または参加者の財務管理サービスによって犯罪歴のチェックが要求されるサービスの全提供者。

W&I コード§4685.8(w)は、自己決定プログラムの身元調査は、連邦住宅局(FHA)に適用される W&I コード§4689.2 から 4689.6 に記載されているプロセスと一致して管理されなければならないことを指摘している。セクション 4689.2 は、完全な犯罪歴を司法省、および該当する場合は連邦捜査局 (FBI) から取得する必要があるとしている。連邦住宅局 (FHA) の身元調査プロセスと同様に、過去2年間カリフォルニア州に継続して居住していない個人については、FBIからの情報を取得しなければならない[カリフォルニア州条例タイトル第17§56085 (b)参照]。

参加者の財務管理サービス提供者は、このプロセスにおいて指紋を採取できる適切な場所を指示することで該当するサービス提供者を支援する。指紋採取の費用は、サービス提供者の負担となる。

“パートナーシップの構築、選択の支援”

地域センター事務局長

2ページ目

犯罪者の身元調査の要件についてご質問がある場合は、  
[sdpbackground@dds.ca.gov](mailto:sdpbackground@dds.ca.gov)までメールでお問い合わせください。

敬具

署名:

ジム・ナイトJIM KNIGHT

局次長

連邦プログラム部

cc: 地域センター管理者  
地域センター長忠告者  
地域センターコミュニティサービス担当理事  
地域センター連合会  
カリフォルニア州発達障害者協議会  
カリフォルニア州障害者権利  
自己診断プログラムアドバイザーグループ